

変異原性指針対象物質（バットオレンジ7）の評価について

1. 経緯

平成 28 年度第 1 回遺伝毒性評価ワーキンググループにおいて、文献調査（平成 26・27 年度委託事業）で発がん性分類情報がなく遺伝毒性情報のある物質を対象として、遺伝毒性評価を行った。バットオレンジ7（以下「V07」）については、Ames 試験結果（1988 年の文献）に基づき「強い遺伝毒性あり」とされたことから、変異原性指針の対象物質として指定した（平成 28 年基発 1209 第 7 号）。

事業者から、新たに実施した Ames 試験等の結果（陰性）、欧州化学庁（以下「ECHA」）が公表するドシエ（REACH に基づき事業者が提出する有害性情報等を含む書類）でも Ames 試験等の結果が陰性であること等を根拠として、V07 を変異原性指針の対象からの削除の要請を受けた。

2. 本検討会における対応方針

委託事業での文献調査と事業者から提示された試験等を踏まえ、改めて、評価をし直す必要がある。なお、陽性・陰性双方の結果が含まれることから、再評価はエキスパートジャッジとする。